

## 給与所得の算出

### 改正後(令和3年度以降)

＜給与収入金額の合計額＞		＜給与所得金額＞
①	551,000円未満 の場合	0円
②	551,000円以上 1,619,000円未満	収入金額 - 550,000円
③	1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円
④	1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円
⑤	1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円
⑥	1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円
⑦	1,628,000円以上 1,800,000円未満	収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 2.4 + 100,000円
⑧	1,800,000円以上 3,600,000円未満	収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 2.8 - 80,000円
⑨	3,600,000円以上 6,600,000円未満	収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 3.2 - 440,000円
⑩	6,600,000円以上 8,500,000円未満	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
⑪	8,500,000円以上	収入金額 - 1,950,000円

※給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得金額から10万円を差し引く

### 改正前(平成30年度から令和2年度)

＜給与収入金額の合計額＞		＜給与所得金額＞
①	651,000円未満 の場合	0円
②	651,000円以上 1,619,000円未満	収入金額 - 650,000円
③	1,619,000円以上 1,620,000円未満	969,000円
④	1,620,000円以上 1,622,000円未満	970,000円
⑤	1,622,000円以上 1,624,000円未満	972,000円
⑥	1,624,000円以上 1,628,000円未満	974,000円
⑦	1,628,000円以上 1,800,000円未満	収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 2.4
⑧	1,800,000円以上 3,600,000円未満	収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 2.8 - 180,000円
⑨	3,600,000円以上 6,600,000円未満	収入金額 ÷ 4(千円未満切り捨て) × 3.2 - 540,000円
⑩	6,600,000円以上 10,000,000円未満	収入金額 × 0.9 - 1,200,000円
⑪	10,000,000円以上	収入金額 - 2,200,000円

次ページに所得金額調整控除の詳細について記載しています。

## ※給与等所得における 所得金額調整控除について

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合、☆1の所得金額調整控除額を給与所得から控除する

- (1) 本人が特別障害者に該当する者
- (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

**☆1 所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%**

(注1) この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はない

2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、☆2の所得金額調整控除額を給与所得から控除する

**☆2 所得金額調整控除額 = 給与所得控除後の金額(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円) - 10万円**

(注2) 上記1. の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除する